

東日本大災害は未曾有の大災害をもたらしました。被災された方々は、苦境の中、再建・復興をめざして、立ち上がっています。営業再建、労働者の雇用・生活支援や社会保険等の減免など、再建するために活用できる「被災者支援制度」をまとめ、主なものを紹介します。

— 「り災証明書」は必ずもらって下さい／各自治体が証明・交付 —

### ◇労働者の雇用、生活支援

#### \*雇用保険の失業給付の特例

— 離職していなくても受け取れます —

○事業所が被災し、休業を余儀なくされ、賃金を受け取れない方は、実際に離職してなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受け取れます。

○一時的に離職した方も、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業給付を受け取れます。受給にあたっては、働いていた事業所の「休業証明書」「離職証明書」が必要です。事業主から受け取れる状態にない場合は、ハローワークに相談してください。

#### \*労災保険の適用

— 勤務中に震災被害にあわれた方は適用されます —

○大震災で事業所や作業場が倒壊、焼失したり、大津波で流失したりして勤務中に被害にあった人については、労災保険の適用になります。

○適用になれば、遺族年金や一時金、葬祭料のほか、けがの療養費や休業補償が支払われます。行方不明者は、不明になったときから1年後に死亡とみなされた場合に請求できます。今回は特例として1年以内でも認定することを検討しています。

○厚生労働省は、事業主や医療機関の証明がなくとも労災保険の申請を受理する、としています。近くの労働基準監督署に問い合わせてください。

#### \*未払い賃金の立て替え払い制度

— 未払い賃金の一部を国が立て替えます —

○企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者は、未払い賃金の一部を国に立て替え払いを求めることができます。

○対象となるのは、被災地域で、事業活動が停止し再開する見込みがなく、賃金を支払う力がない中小企業で働いていた労働者です。

○申請先は、労働基準監督署です。近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

### ◇社会保険等の減免

#### \*社会保険料

— 社会保険料の納付期限が延長されます —

○要件／①2011年3月1日以降に納付期限が到来するもの。②青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に事業所がある事業者や被保険者など。

○また、報道では、社会保険料の減免の動きもありますので、注視が必要です。

#### \*労働保険料

— 労働保険料の納付期限が延長されます —

○要件／①2011年3月1日以降に納付期限が到来するもの。②青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に事業所がある事業者や被保険者など。

#### \*国民健康保険料（税）

国民健康保険料（税）の減免、徴集猶予、納付期限の延長などができます。詳しくは各市区町村へお問い合わせください。

#### \*国民年金保険料

— 国民年金保険料が免除されます —

○対象／災害により、住宅、家財、その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受けた人。

○必要書類／国民年金保険料免除申請書、被災状況届（国民年金保険料免除申請用）。いずれも日本年金機構のホームページより入手可能。

○申請期限／2011年7月末まで（免除期間\*2011年2月～6月分）

○窓口／各市区町村、年金事務所

### ◇営業再建に役立つ制度

#### \*雇用調整助成金

— 中小企業では国が休業手当の8割を助成します —

○被災した事業主が休業手当等を支払い、雇用を維持しようとする場合、その額の一定割合が国から助成されます。

○対象／今回の震災などで最近1カ月の生産量・売上高等がその直前の1ヶ月または前年同月比と比べ5%以上減少する見込みの事業所です。

○助成額

[大企業]①休業手当の3分の2（上限1日7505円）、②教育訓練を行う場合／上記の金額に1日4000円加算（事業内訓練は2000円）

[中小企業／緊急雇用安定助成金]①休業手当の5分の4（上限1日7505円）、②教育訓練を行う場合／上記の金額に1日6000円加算（企業内訓練は3000円）

○労働局またはハローワークにお問い合わせください。

#### \*セーフティーネット保証（5号）

— 保証協会が100%保証します。一般保証とは別枠です —

○限度額／無担保8000万円、最大で2億8000万円／柔軟に対応する

○対象者／82業種（原則全業種）に属し、かつ、売上高が一定程度減少（前年同月比5%以上減少など）していることを、市区町村長から認定を受けた中小企業者。

○保証期間／特段の定めはないが、運転資金5年、設備資金7年以内、据置期間1年以内で運用している場合が多い。

○保証料／特段の定めはないが、おおむね0、8%以下で最大でも1%

○要件／①最近3カ月の売上高などが前年同期比に比べ5%以上減少②東日本大地震の発生後、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少し、かつその後2カ月間を含む3ヶ月間の売上高など、前年同期に比べて20%以上の減が見込まれること。いずれかを満たす要件。

○必要書類／り災証明が必要です。

#### \*日本政策金融公庫

— 「災害復旧貸付」及び「農林漁業セーフティーネット資金」 —

<国民生活事業>

○適用できる制度／災害復旧貸付○融資限度／3000万円○融資期間／10年以内

<中小企業事業>

○適用できる制度／災害復旧貸付○融資限度／1億5000万円○融資期間

／10年以内

<農林漁業事業>

○適用できる制度／農林漁業セーフティネット資金○融資限度／[一般]300万円[特認]年間経営費等の3／12以内○融資期間／10年以内

◇被災者への生活支援

— ①緊急小口資金（10万円／特例20万円以内）／②医療費の窓口無料制度／③生活保護の申請 —

◇税金の減免

— 国税庁のホームページ参照 —